

株式会社仲合 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年11月1日 ～ 2027年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、社員に育児休業制度等についての資料を配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2025年2月 ～ ①担当者にて、社員の現状及びニーズを把握
②育児休業制度の資料配布・説明し、社員へ周知

目標2：子の看護休暇制度の適用対象者拡大(小学校3年生終了までの子を持つ社員)

<対策>

- 2025年2月 ～ ①担当者にて、現行の制度を説明し、社員の現状及びニーズを把握
②適用拡大する子の看護休暇制度を規定
③適用拡大後の規定資料等を配布・説明し、社員へ周知

目標3：時間外労働の削減を図る

<対策>

- 2022年10月 ～ 時間外労働の現状を把握
- 2023年1月 ～ 時間外労働を削減するための業務の見直し
- 2024年1月 ～ 社員への周知
- 2024年4月 ～ 実施

目標4：年次有給休暇の取得率の向上

- 2022年10月 ～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2023年1月 ～ 社内検討委員会での検討開始
- 2025年4月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示等、取得促進のための取組の開始